

府中市契約後 V E 方式試行要領

平成 26 年 3 月 1 日 制 定
平成 27 年 4 月 1 日 一部改正
平成 28 年 4 月 1 日 一部改正

(趣旨)

第 1 条 この要領は、府中市が発注する建設工事について、民間の技術開発を積極的に活用することにより建設工事のコスト縮減を図るため、契約締結後に設計図書に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更に関する提案（以下「V E 提案」という。）を受け付ける契約後 V E 方式の試行にあたり、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第 2 条 契約後 V E 方式の対象となる工事は、民間の技術開発の著しい工事又は施工方法等に関して固有の技術を有する工事で、主として施工段階における現場に即したコスト縮減が可能となる提案が期待される工事のうち、府中市建設工事入札参加資格等審査会の議を経て決定するものとする。

(V E 審査委員会の設置)

第 3 条 V E 提案の審査を行うために、V E 審査委員会を設置するものとする。

2 V E 審査委員会は、委員長及び委員をもって構成するものとする。

3 委員長は、建設産業部長をもって充て、受注者より第 5 条に基づく V E 提案の提出があったときは、会議を招集しその議長となる。ただし、委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する者が、その職務を代理するものとする。

4 委員は、当該工事担当課長、係長及び担当者をもって充てるものとする。

5 委員長は、必要に応じて、受注者等の関係者に会議の出席を求め、V E 提案の内容について説明を求めることができる。

6 委員長は、必要に応じて、V E 提案の内容について、学識経験者等の意見を聴くことができる。

7 V E 審査委員会の庶務は、監理課において行うものとする。

(提案を求める範囲)

第4条 VE提案を求める範囲は、設計図書に指定があるもの及びそれに附帯するもののうち、工事材料、施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わない範囲とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる提案については、原則としてVE提案の範囲に含めないものとする。

(1) 工期の延長等の施工条件（施工方法等を除く）の変更を伴う提案

(2) 入札時に入札参加資格要件として定めた、同種工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案

(3) 建設工事請負契約約款第18条に基づく条件変更に該当する事実との関係が認められる提案

(提案の提出方法等)

第5条 受注者がVE提案を行う場合は、次に掲げる書類を作成し、発注者に提出するものとする。

(1) VE提案書（様式第1号）

(2) VE提案概要書（様式第2号）

(3) VE提案による概算低減額及び算出根拠（様式第3号）

(4) その他（詳細資料、図面等）

2 VE提案書の提出を受け付ける期間は、発注者と協議の上、VE提案に係る工程等に支障のない時期までとする。

3 前項のVE提案の提出は、原則として1回とする。

4 VE提案の提出に要する費用は、受注者の負担とする。

(提案の審査)

第6条 VE提案の審査は、VE審査委員会が行うものとする。

2 VE提案の審査に当たっては、施工の確実性及び安全性が確保され、かつ、設計図書に定める工事目的物と比較し、機能及び性能等が同等以上で経済性が優位であるかについて審査を行い、当該提案の採否を決定するものとする。

(提案の採否の通知)

第7条 VE提案の採否については、VE提案の受領後15日以内にVE提案採否通知書（様式第4号）により通知するものとする。ただし、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。

2 前項のうち、VE提案を採用しなかったものについては、その理由を付するものとする。

（提案が適正と認められた場合の設計変更等）

第8条 発注者は、V E提案が適正と認められたときは、必要に応じて設計図書及び請負代金額の変更を行わなければならない。

2 前項の規定により請負代金額を変更するときは、V E提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する金額をV E管理費として計上しなければならない。

3 V E提案が適正と認められた後、建設工事請負契約約款第18条の条件変更が生じた場合、V E管理費については、原則として変更しないものとする。

（契約後V E縮減額証明書の発行）

第9条 発注者は、受注者から請負代金の支払請求がなされたときに、請求のあった日から30日以内に契約後V E縮減額証明書（様式第5号）（以下「証明書」という。）1部を発行する。

2 証明書には、工事名、工事場所、受注者名とその建設業許可番号、工期、最終請負代金額、V E提案による工事費の縮減額を記載する。

3 証明書記載事項である「V E提案による工事費の縮減額」については、設計変更におけるV E管理費に消費税相当額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を計上し、記載する。

4 受注者は、第1項の規定による証明書を、建設業法における経営事項審査の完成工事高について、「契約後V Eに係る完成工事高の評価の特例」の契約後V Eによる契約額の減額の金額が証明できる書類として利用することができる。ただし、この事項に係る基準等が改定された場合は、この限りではない。

（提案内容の活用と保護）

第10条 V E提案については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、府中市が発注する他の工事に、無償で利用することができるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案についてはこの限りではない。

（責任の所在）

第11条 発注者がV E提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、V E提案を行った受注者の責任が否定されるものではないものとする。

（契約約款の特約事項）

第12条 対象とされた工事については、契約に当たって、V E提案に係

る手続き等について特約条項（別紙１）として明確にしておくものとする。

（明示する事項）

第１３条 VE提案を求める場合においては、入札公告、入札説明書及び特記仕様書に次の事項を明示するものとする。ただし、特記仕様書については、別紙２を基本に作成するものとする。

（１）入札公告及び入札説明書

契約後VE方式の対象工事であること。

（２）特記仕様書

ア 契約後VE方式の対象工事であること。

イ VE提案の定義、意義及び範囲、VE提案の提出方法、VE提案の審査、採否、活用と保護、責任の所在等に関すること。

（その他）

第１４条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

(別紙 1)

契約後 V E に係る特約条項

(設計図書の変更に係る受注者の提案)

- 第 1 条 受注者は、この契約締結後に設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、発注者に提案することができる。
- 2 発注者は、前項の規定に基づく受注者の提案を受けた場合において、提案の全部又は一部が適正であると認められるときは設計図書を変更し、これを受注者に通知しなければならない。
- 3 発注者は、前項の規定により設計図書を変更した場合において、必要があると認められるときは、請負代金額を変更しなければならない。

(別紙 2)

[契約後 V E 方式]

特 記 仕 様 書

本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後 V E 方式の対象工事である。

1. 定義

「V E 提案」とは、設計図書に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、受注者が発注者に対し行う提案をいう。

2. V E 提案の意義及び範囲

(1) 受注者が V E 提案を行う範囲は、設計図書に指定があるもの及びそれに付帯するもののうち、工事材料、施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないこと。

(2) 以下の提案は、V E 提案の範囲に含めない。

- ア 工期の延長等の施工条件（施工方法等を除く）の変更を伴う提案
- イ 入札時に入札参加資格要件として定めた、同種工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案
- ウ 建設工事請負契約約款（以下「契約約款」という。）第 18 条に基づき、条件変更が確認された後の提案

3. V E 提案の提出

(1) 受注者は、前項の V E 提案を行う場合は、下記の書類を発注者に提出しなければならない。

- ア V E 提案書（様式第 1 号）
- イ V E 提案概要書（様式第 2 号）
- ウ V E 提案による概算低減額及び算出根拠（様式第 3 号）
- エ その他（詳細資料、図面等）

(2) 受注者は、発注者と協議の上、V E 提案に係る工程等に支障のない時期に、V E 提案を提出すること。

(3) V E 提案の提出は、原則として 1 回とする。

(4) V E 提案にかかる費用は、受注者の負担とする。

4. V E 提案の審査

V E 提案の審査に当たっては、施工の確実性及び安全性が確保され、かつ、設計図書に定める工事目的物と比較し、機能及び性能等が同等以上で経済性

が優位であるかについて評価する。

なお、提出されたV E提案書の内容について説明を求められた場合にはこれに応じなければならない。

5. V E提案の採否等

(1) 発注者は、V E提案の採否について、V E提案の受領後15日以内に書面により受注者に通知する。

ただし、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができる。

(2) 提出されたV E提案が適正と認められなかった場合は、その理由を付して通知する。

6. V Eが適正と認められた場合の設計変更等

(1) 発注者は、V E提案が適正と認められたときは、必要に応じて設計図書及び請負代金額の変更を行う。

(2) 発注者は、請負代金額の変更をするときは、V E提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する金額をV E管理費として計上しなければならない。

(3) V E提案が適正と認められた後、契約約款第18条の条件変更が生じた場合、V E管理費については、原則として変更しない。

ただし、双方の責に帰することができない事由(不可抗力や予測することが不可能な事由等)により、工事の続行が不可能、又は著しく工事低減額が減少した場合には、協議して定める。

7. 契約後V E縮減額証明書の発行

(1) 発注者は、受注者から請負代金の支払請求がなされたときに、請求のあった日から30日以内に「契約後V E縮減額証明書」1部を発行する。

(2) 受注者は、契約後V E縮減額証明書を、建設業法における経営事項審査の完成工事高について、「契約後V Eに係る完成工事高の評価の特例」の証明書類として利用することができる。

8. V E提案の活用と保護

当該V E提案については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、府中市が発注する他の工事に無償で利用することができる。

ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案についてはこの限りでない。

9. 責任の所在

発注者がV E提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、V E提案を行った受注者の責任が否定されるものではない。